

報告第21号

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

上記の報告をする。

令和元年11月19日

提出者 杉並区長 田 中 良

地方自治法第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定の専決処分をしたことの報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により指定された損害賠償額の決定について、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により報告する。

記

番号	相手	概要	賠償金額
			専決処分日
1	静岡県賀茂郡南伊豆町在住個人	事故日：平成31年3月20日 場 所：静岡県賀茂郡南伊豆町 ・ 庁有車で下田方面に向けて走行中、南伊豆町湊の交差点で、右折をするため車道上で停車していた相手方車両に、後方から追突し、車両を破損させるとともに、運転手及び同乗者（2名）を負傷させた。 （区民生活部）	2,204,366円
			(内訳) 物損分 615,160円 人身分 1,589,206円 物損分 令和元年6月11日 人身分 令和元年8月31日
2	杉並区梅里一丁目在住個人	事故日：平成30年7月20日 場 所：杉並区高円寺南二丁目 ・ 可燃ごみ収集作業中、次の集積所に向かう際、追い抜きざまに後方から被害者に衝突し打撲等の損傷を与えた。 （環境部）	934,570円
			令和元年7月12日

3	中野区白鷺 三丁目在住 個人	事故日：令和元年6月4日 場 所：杉並区下井草三丁目	47,780円
		・集積場所に向け清掃車を左側に移動した際、自転車で直進してきた相手方とすれ違いざまに左肩とミラーが接触し、相手方を負傷させた。 (環境部)	令和元年8月28日